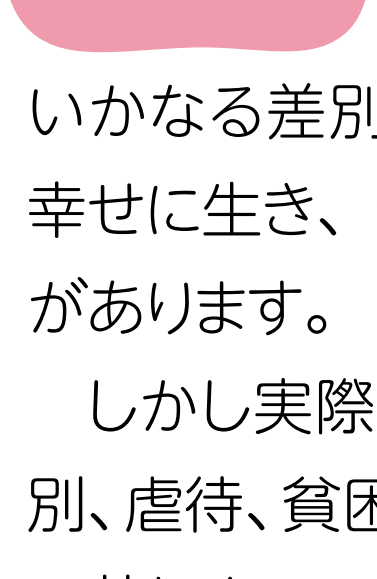




鈴鹿市こども条例



どもは一人一人
がかけがえのな
い存在であり、全
てのこどもには、

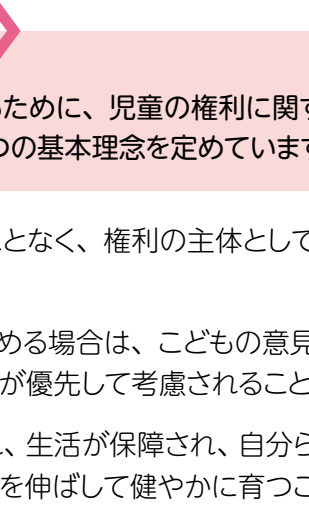
いかなる差別も受けることなく、
幸せに生き、健やかに育つ権利
があります。

しかし実際には、いじめや差別、
虐待、貧困など、困難な状況
で苦しんでいるこどもがいます。
こどもは、自分らしく安心して過
ごす場所や時間を必要とし、自
らの思いや意見が尊重されるこ
とを求めています。

本市は、4月1日に「鈴鹿市
こども条例」を施行しました。こ
どもの権利を守るとともに、全
てのこどもが将来にわたって夢と
希望を持って生きることができ
るまちづくりを推進しています。

ここから確認！

鈴鹿市
こども条例

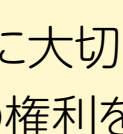


基本理念 (第3条)

こどもの健やかな育ちを支援するために、児童の権利に関する
条約やこども基本法を踏まえて、6つの基本理念を定めています。

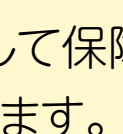
- 1 こどもが差別を受けることなく、権利の主体として尊重されること
- 2 こどもに関することを決める場合は、こどもの意見が尊重され、最善の利益が優先して考慮されること
- 3 こどもが適切に養育され、生活が保障され、自分らしく生き、自らの可能性を伸ばして健やかに育つことができること
- 4 こどもが年齢と発達に度に応じて、自らに関わる物事について意見を表明し、主体的に社会に参加する機会が確保されること
- 5 こどもと保護者が必要な支援を受け、家庭や子育てに夢を持ち、喜びを実感できる環境を整備すること
- 6 市や保護者などがそれぞれの責務や役割を果たすとともに、相互に連携し協力することにより、社会全体でこどもの健やかな育ちを支えること

日本ユニセフ協会
ウェブサイト



(児童の権利に関する条約)

こども家庭庁
ウェブサイト



(こども基本法)

こどもの大切な権利 (第4条)

「児童の権利に関する条約」が定めてい
るこどもの権利のうち、本市のこどもたち
にとって、特に大切なものとして保障され
るべき8つの権利を示しています。



責務と役割 (第5条～第9条)

こどもの権利を守り、こどもの
健やかな育ちを社会全体で支え
るための、市の責務や保護者な
どの役割について示しています。

市の責務

- こどもに関する施策を策定し、実施するに当たり、こどもなどの意見を反映させるために必要な措置を講じます。
- 保護者などが役割を果たすことができるよう、協働し必要な支援を行います。

保護者の役割

- こどもの権利を守り、年齢や発達に応じた養育を行うことに努めます。
- こどもが自分を大切にできる気持を育み、豊かな人間性や社会性、基本的な生活習慣などを習得できるよう、家庭の環境づくりに努めます。

市民の役割

- 社会全体でこどもの健やかな育ちを支えることへの理解を深めることに努めます。
- 保護者が子育てしやすい地域の環境づくりに努め、こどもが地域の活動に参加することができる機会の提供に努めます。

事業者の役割

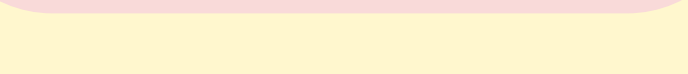
- 労働者が安心して仕事と子育てとを両立することができるよう職場の環境づくりに努め、こどもの健やかな育ちのための取り組みに協力するよう努めます。



育ち学ぶ施設の関係者の役割

- こどもの年齢と発達に応じて、主体的に育ち、学ぶことができるよう必要な支援を行います。
- こどもの安全を確保し、こどもが安心して成長し、学ぶことができる環境づくりを行います。

育ち学ぶ施設



保育所、幼稚園、小・中学校、高等学校 など

こどもの権利を守り、こどもの健やかな育ちを支援する取り組み

こどもの権利を守り、こどもの健やかな育ちを支援するための、本市が行う基本的な施策について示しています。

市はどんなことをするの？

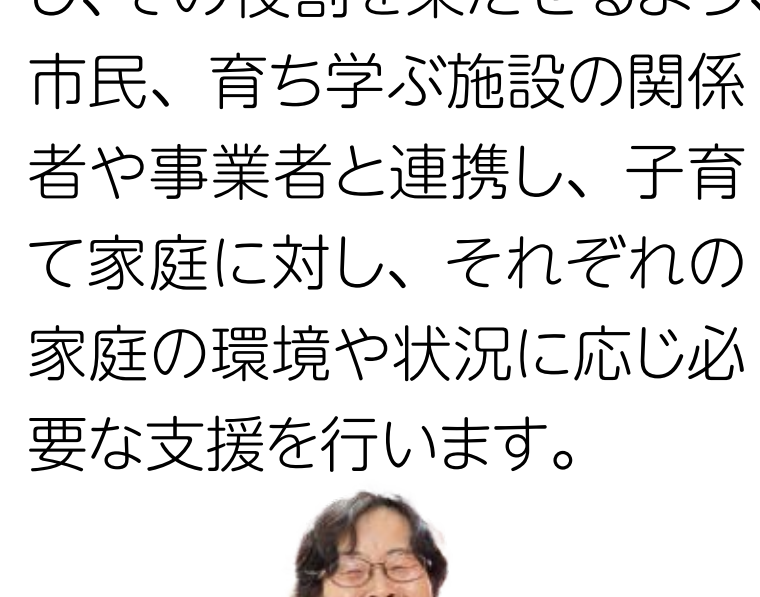
こどもの意見表明と社会参加の促進(第10条)

- こどもが社会の一員として意見を表明し、社会に参加する機会を設けます。
- こどもの意見表明と社会参加を促進するため、こどもの意見を尊重し、その主体的な活動を支援します。
- こども施策について、こどもが理解を深め、その意見を表明することができるよう、こどもの視点に立った分かりやすい情報の提供を行います。

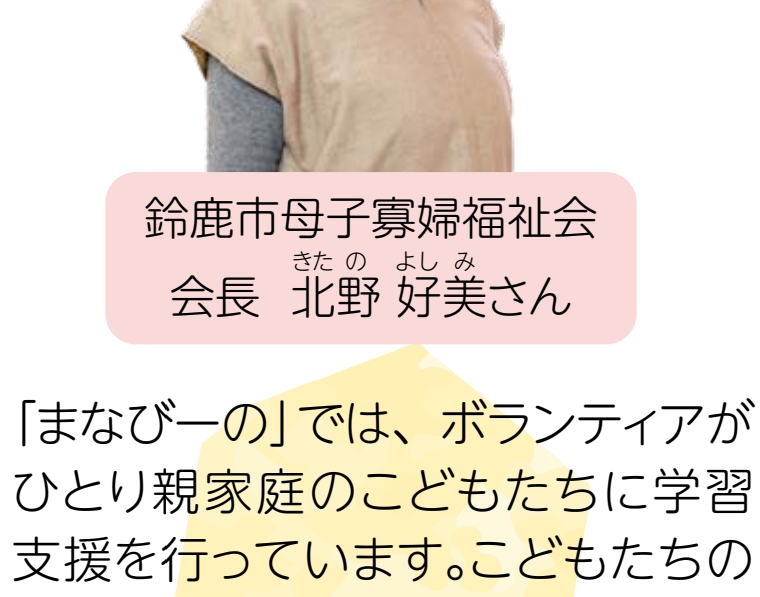


▲こども議会

切れ目のない支援(第11条)



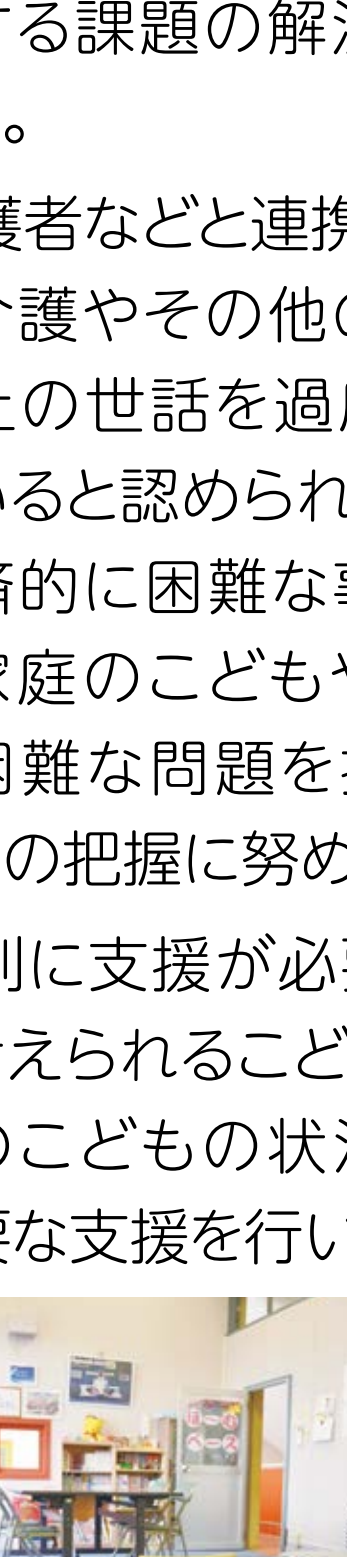
▲すくすくファミリー教室



▲こんにちは赤ちゃん訪問

子育て家庭への支援(第12条)

- 保護者が安心して子育てをし、その役割を果たせるよう、市民、育ち学ぶ施設の関係者や事業者と連携し、子育て家庭に対し、それぞれの家庭の環境や状況に応じ必要な支援を行います。



鈴鹿市母子寡婦福祉会
会長 北野 好美さん

「まなびーの」では、ボランティアがひとり親家庭のこどもたちに学習支援を行っています。こどもたちの様子を見ながら、一人一人のペースに合わせて学習を支援します。



▲ひとり親家庭学習支援
ボランティア事業「まなびーの」

こどもの状況に応じた支援(第13条)

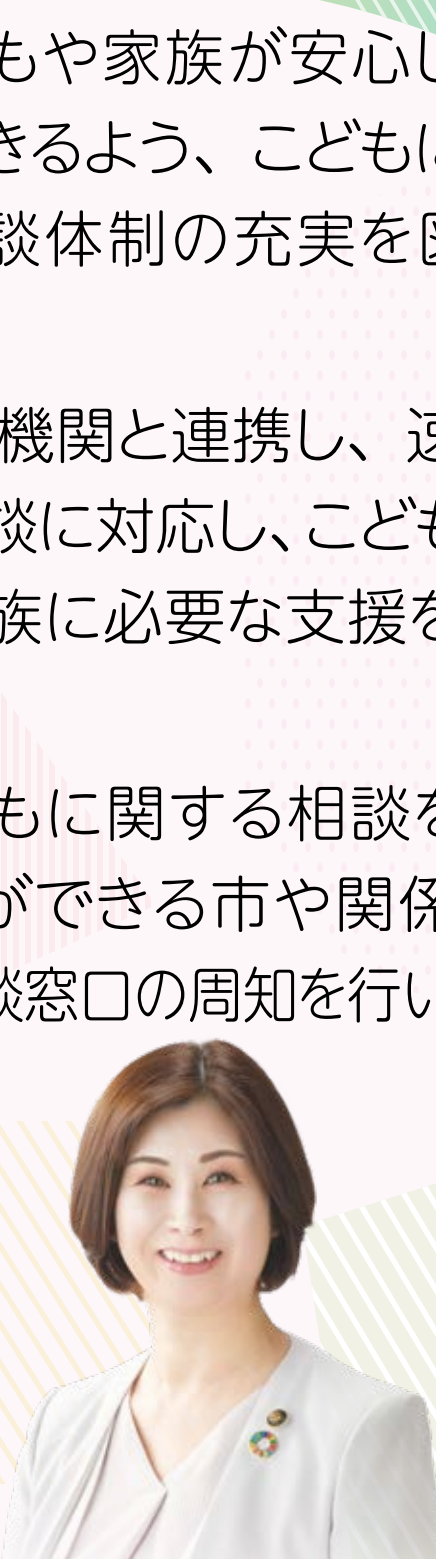
- 保護者などと連携し、こどもに対する虐待、いじめや体罰の未然防止、早期発見に努めます。
- 保護者などと連携し、こどもの不登校やひきこもりに関する課題の解決に努めます。
- 保護者などと連携し、家族の介護やその他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども、経済的に困難な事情にある家庭のこどもやその他の困難な問題を抱えるこどもの把握に努めます。
- 個別に支援が必要であると考えられるこどもに対し、そのこどもの状況に応じ、必要な支援を行います。



▲ほ〜むベース(子育て応援館2階)
対人関係の不安などが原因で学校へ行きづらくなり、社会的なつながりが少なくなっているこどもたちの居場所です。

こどもの居場所づくり(第14条)

- こどもが自分らしく安心して過ごすことができる場を確保します。
- こどもが安心して休息し、遊び、学び、活動することができる場を確保します。
- こどもが安心して集い、他のこどもや市民と交流することができる場を確保します。



NPO法人shining
岡田 聖子さん

こども食堂「りんごの家」は、寄付していただいた食材などで食事を用意し提供しています。利用する人々が安心して集える居場所になることを目指して運営しています。

▲こども食堂「りんごの家」

こどもの安全や安心を守る取組の推進(第15条)

- こどもが健やかに育ち、安全安心に生活することができるよう、こどもを犯罪、事故、災害その他の危害から守る取り組みを推進します。

▲防犯パトロール活動を行う青パト

▲旗当番

相談体制の充実(第16条)

- こどもや家族が安心して相談できるよう、こどもに関する相談体制の充実を図ります。
- 関係機関と連携し、速やかに相談に対応し、こどもやその家族に必要な支援を行います。
- こどもに関する相談をすることができる市や関係機関の相談窓口の周知を行います。

▲児童相談所

- こどもや家族が安心して相談できるよう、こどもに関する相談体制の充実を図ります。
- 関係機関と連携し、速やかに相談に対応し、こどもやその家族に必要な支援を行います。
- こどもに関する相談をすることができる市や関係機関の相談窓口の周知を行います。

鈴鹿市長 末松 則子

今回の特集に関するご意見・ご感想は
こども政策課 ☎ 382-7661 📠 382-9054
📧 kodomoseisaku@city.suzuka.lg.jp